

ウクライナの新しい刑法典(1)

上野 達彦

はじめに

近年、旧ソ連邦を形成した諸国において、新しい刑法典が次々と制定されている⁽¹⁾。これらを比較法的にみた場合に、相互における相似を維持しつつも、独自の自立した体系や構成・内容を試みている⁽²⁾。本資料では、旧ソ連邦のなかでロシアに次ぐ大国・ウクライナの新しい刑法典を翻訳・紹介する。ロシアの著名な刑法学者・ナウモフ（ロシア連邦科学アカデミー国家と法研究所主任研究員・教授・法学博士）は、このウクライナ刑法典を紹介するなかで、1996年ロシア刑法典との類似と相違を分析することによって、ウクライナ刑法典を特徴づけ、次のように結論づけている。「新しいウクライナ刑法典を綿密に紹介することによって、この刑法典がウクライナ国家の現代的な発展期の社会一経済的、政治的特性を反映していると結論づけることが可能である。その立法技術レベルは、より優れたヨーロッパ形式と比較してもかなり高い。刑法典は、犯罪との闘争や人権保護の範囲において国際法の一般原則や規範を反映している」⁽³⁾。

ウクライナ刑法典は、2001年4月5日に公布され、2001年9月1日から施行された⁽⁴⁾。

(1)いま、私の手元にある資料は、以下の諸国の刑法典（露語版）である。

資料

- ・ウズベキスタン共和国刑法典（1994年9月22日公布，1995年4月1日施行）
- ・ロシア連邦刑法典（1996年6月13日公布，1997年1月1日施行）
日本国際問題研究所『ロシア連邦刑法典』（上田寛・上野達彦訳）
- ・カザフスタン共和国刑法典（1997年7月16日公布，1998年1月1日施行）
- ・タジキスタン共和国刑法典（1998年5月21日公布，1998年9月1日施行）
- ・ラトビア共和国刑法典（1998年7月8日公布，1999年4月1日施行）
- ・グルジア刑法典（1999年7月22日公布，2000年6月1日施行）
- ・アゼルバイジャン共和国刑法典（1999年12月30日公布，2000年9月1日施行）

(2)この場合、旧ソ連邦時代からの相似性と旧ソ連邦を形成していた諸国間の近似性がある。さしあたり2つの点について、言及しておこう。まず、犯罪の実質的定義（行為の社会的危険性）の規定である。これは、グルジアとラトビア共和国を除き、維持されている。次に、死刑規定である。これは、存置国（ロシア、ラトビア、ウズベキスタン、カザフスタン、タジキスタン）と廃止国（ウクライナ、グルジア、アゼルバイジャン）に分かれている。

(3) A. B. Наумов, Новый уголовный кодекс Украины. "Государство и право" 2002. No. 2. с. 89.

(4)本資料で利用した原文は、 уголовный кодекс Украины(Ведомости верховной рады Украины. No. 25-26, 29 июня 2001г.)を使用した。また、ロシアで発刊された「外国法シリーズ」のなかの「ウクライナ刑法典」(уголовный кодекс Украины. 2001)を参照した。

ウクライナ刑法典

総則

第1部 一般規定

第1条 ウクライナ刑法典の任務

1. ウクライナ刑法典は、人および市民の権利と自由、所有、公共の秩序および公共の安全、環境、ウクライナの憲法体制を犯罪的侵害から法的に保護することを保証し、世界の平和と人類の安全を保証し、並びに犯罪を予防することを任務とする。
2. ウクライナ刑法典は、この任務を実現するためにいかなる社会的危険な行為が犯罪であるか、またいかなる刑罰がこのような行為を行った者に対し適用されるかを定める。

第2条 刑事責任の基礎

1. 刑事責任の基礎は、人が本法典に規定された犯罪構成要件を内容とした社会的危険な行為を実現することである。
2. 人は、その責任が法律の手続きにおいて証明されず、また有罪判決が確定されないかぎり、犯罪の実行について無罪とみなされ、刑罰を課されることはない。
3. いかなる者も同一の犯罪に対し再び刑事責任を問われえない。

第2部 刑事責任の法律

第3条 刑事責任についてのウクライナの立法

1. 刑事責任についてのウクライナの立法は、ウクライナ憲法および国際法の一般に認められた原則と規範に基づいたウクライナ刑法典である。
2. 本法典が施行されたのちに採択された刑事責任についてのウクライナの法律は、その施行時に本法典に含められる。
3. 行為の犯罪性、並びにその処罰性およびその他の刑法的結果は、本法典にのみ定められる。

資料

4. 類推による刑事責任についての法律の適用は、禁止される。
5. 刑事責任についてのウクライナの法律は、ウクライナの最高ラーダがその義務に同意した現行の国際条約に含まれる。

第4条 時における刑事責任についての法律の効力

1. 刑事責任についての法律は、法律そのものに別に規定されてはいないが、その公布日より以前ではなかった場合に、その公布日から10日後に効力をもつ。
2. 行為の犯罪性および処罰性は、この行為の実行時に有効であった刑事责任についての法律に定められる。
3. 人が刑事责任についての法律に規定された作為または不作為を実行した時は、犯罪実行時とみなされる。

第5条 時における刑事責任についての法律の溯及力

1. 行為の犯罪性を排除し、または刑事责任を軽減する刑事责任についての法律は、時における溯及力をもつ。すなわちこの法律は、刑に服しているか、または刑に服したが、前科をもっている者をも含む、そのような法律が効力をもつまでに当該の行為を行った者に拡大される。
2. 行為の犯罪性を定め、または刑事责任を強化した刑事责任についての法律は、時における溯及力を有しない。
3. 責任を部分的に軽減し、またこれを部分的に強化した刑事责任についての法律は、責任を軽減する部分においてのみ時における溯及力をもつ。

第6条 ウクライナ領土内で行った犯罪に関する刑事责任についての法律の効力

1. ウクライナ領土内で犯罪を行った者は、本法典によって刑事责任を負う。
2. 犯罪がウクライナ領土内で着手され、継続され、完了され、ま

たは中止された場合に、犯罪はウクライナ領土内で行われたとみなされる。

3. 犯罪実行者または少なくとも共犯者の一人がウクライナ領土内で行為を行った場合に、犯罪はウクライナ領土内で行われたとみなされる。

4. 外国の外交代表やウクライナの法律およびウクライナの最高ラーダがその義務に同意した国際条約で承認されたその他の市民の刑事責任の問題は、ウクライナ領土内でこれらの者によって犯された犯罪が外交手段によって解決された場合に、ウクライナの裁判所に刑事事件として管轄しない。

第7条 ウクライナ国外でウクライナ市民および無国籍者が行った犯罪に関する刑事責任についての法律の効力

1. ウクライナ市民およびウクライナに定住している無国籍者が、国外で犯罪を行ったことについて、ウクライナの最高ラーダがその義務に同意したウクライナの国際条約に別に規定されていない場合に、本法典により刑事責任を負う。

2. 本条第1項に規定された者が、ウクライナ国外で行った犯罪に対して刑罰を課せられた場合に、これらの者はウクライナ国内でこれらの犯罪に対する刑事責任を問われ得ない。

第8条 ウクライナ国外で外国人および無国籍者が行った犯罪に関する刑事責任についての法律の効力

外国人またはウクライナに定住していない無国籍者が、国外で犯罪を行ったことについて、国際条約に定められた場合、またはこれらの者が本法典に規定されたウクライナ市民の権利と自由またはウクライナの利益に対する特に重大な犯罪を行った場合に、本法典によりウクライナ国内で責任を問われる。

第9条 ウクライナの国外で有罪判決を受けた者の法的効果

資料

1. 外国の裁判判決は、ウクライナ市民、外国人または無国籍者がウクライナ国外で行った犯罪に対して有罪を宣告され、またウクライナ領土内で新たに犯罪を行った場合に、考慮に入れられる。
2. 本条第1項によって、累犯、未服役の刑罰または外国の裁判判決のその他の法的効果は、新しい犯罪の確定、刑の量定、刑事責任と刑罰からの解放にあたり考慮に入れられる。

第10条 犯罪被疑者・被告人および有罪を宣告された者の引き渡し

1. ウクライナ市民およびウクライナに定住している無国籍者は、ウクライナ国外で犯罪を行ったことについて、刑事責任を問い合わせ、裁判所に引き渡すために外国の国家に引き渡され得ない。
2. ウクライナ領土内で犯罪を行い、本法典に基づいて有罪を言い渡された外国人は、ウクライナの国際条約でこれらの者の引き渡しが規定されている場合に、これらの者が行った犯罪に対し刑に服すために国籍を有している国家に引き渡すことができる。
3. 外国人またはウクライナに定住していない無国籍者が、ウクライナ国外で犯罪を行い、ウクライナ領土にいることについて、ウクライナの国際条約でこれらの者の引き渡しが規定されている場合に、刑事責任を問い合わせ、裁判にかけるために外国の国家に引き渡し、または刑に服するために引き渡すことができる。

第3部 犯罪、その種類および段階

第11条 犯罪の概念

1. 犯罪とは、犯罪の主体によって行われた、本法典に規定されている社会的に危険な行為（作為または不作為）である。
2. 本法典に規定された、何らかの行為のメルクマールを形式的にも含んでいるけれども、軽微性によって社会的危険性を有しない、すなわち自然人もしくは法人、社会または国家に対し本質的な損害をもたらさなかったか、もたらし得ない作為または不作為は、犯罪

ではない。

第 12 条 犯罪の分類

1. 犯罪の重大さの程度によって、犯罪を重大さの大きくない、中程度の重大さ、重大なおよびとくに重大なに区分する。
2. 重大さの大きくない犯罪とは、2年を越えない自由剝奪による刑罰、またはその他のより軽い刑罰が規定された犯罪である。
3. 中程度の犯罪とは、5年を越えない自由剝奪による刑罰が規定された犯罪である。
4. 重大な犯罪とは、10年を越えない自由剝奪による刑罰が規定された犯罪である。
5. とくに重大な犯罪とは、10年以上の自由剝奪または終身刑による刑罰が規定された犯罪である。

第 13 条 終了および未終了犯罪

1. 終了犯罪とは、本法典各則の当該条文に規定された犯罪構成要件のすべてのメルクマールを含んだ行為である。
2. 未終了犯罪とは、犯罪の予備と犯罪の未遂である。

第 14 条 犯罪の予備

1. 犯罪の予備とは、手段もしくは用具を入手することまたは装着すること、共犯者を獲得することまたは犯罪実行の謀議、障害を取り除くこと、並びにその他犯罪実行のための条件を作り出すことである。
2. 重大さの大きくない犯罪の予備は、刑事責任を負わない。

第 15 条 犯罪の未遂

1. 犯罪の未遂とは、本法典各則の当該条文に規定された犯罪を実行することに直接に向けられた、行為（作為または不作為）を直接故意をもった者が実行したが、犯罪がこの者の意思によらない原因によって結果の発生までに至らなかった場合である。

資料

2. 犯罪の実行未遂は、人が結果の発生まで犯罪を導くために必要とみなした行為のすべてを実行したが、犯罪がこの者の意思によらない原因によって終了しなかった場合に、終了する。
3. 犯罪の実行未遂は、人がこの者の意思によらない原因によって、結果の発生まで犯罪を導くために必要とみなしたすべての行為を実行しなかった場合に、未終了である。

第16条 未終了犯罪に対する刑事責任

犯罪の予備および犯罪の未遂に対する刑事責任は、第14条または第15条および終了犯罪に対する責任を規定した本法典各則の条文によって生じる。

第17条 未終了犯罪についての自発的中止

1. 自発的中止とは、人が犯罪を結果の発生まで導く可能性を認識していた場合に、犯罪の予備または犯罪の未遂を自己の意思によって終了中止することである。
2. 結果の発生まで犯罪を導くことを自発的に中止させた者は、実際にこの者の行った行為がその他の犯罪の構成要件を含んでいる場合にのみ、刑事責任を負う。

第4部 刑事責任を問われる者（犯罪の主体）

第18条 犯罪の主体

1. 犯罪の主体とは、本法典によって刑事責任を問われる年齢で犯罪を行った責任能力ある自然人である。
2. 犯罪の特別な主体とは、刑事責任を問われる年齢で犯罪を行った、一定の者のみがその主体でありうる責任能力ある自然人である。

第19条 責任能力

1. 責任能力者とは、犯罪実行時に自己の作為（不作為）について自ら説明することができ、また自らを控制することができる者である。

2. 本法典に規定された社会的に危険な行為を行う時に、責任無能力状態、すなわち慢性的な精神病、精神活動の一時的な障害、痴呆またはその他の病的精神状態のため、自己の作為（不作為）について自ら説明することまたは自らを控制できない者は、刑事責任を問わない。このような者に対し、裁判所の決定により、医療的性格の強制施設に収容することができる。

3. 責任能力ある状態で犯罪を行ったが、判決までに精神病に罹り、自己の作為（不作為）について自ら説明することまたは自らを控制する可能性を失った者は、刑罰を課さない。このような者に対し、裁判所の決定により、医療的性格の強制施設に収容することができ、またこのような者が回復したことにより刑罰を課すことができる。

第 20 条 制限責任能力

1. 裁判所が認定した制限的に責任能力を有する者、すなわち犯罪実行時に精神的な障害を有したため、完全に自己の作為（不作為）について自ら説明することおよび（または）自らを控制できない者は、刑事責任を負う。

2. 制限的に責任能力を有すると認定された者は、刑の量定にあたり裁判所がこれを考慮し、医療的性格の強制処分を適用するための基礎となりうる。

第 21 条 アルコール飲料、麻薬またはその他の意識を朦朧とさせる物質を使用したため、酩酊状態で行った犯罪に対する刑事责任

アルコール飲料、麻薬またはその他の意識を朦朧とさせる物質を使用したため、酩酊状態で犯罪を行った者は、刑事责任を負う。

第 22 条 刑事責任年齢

1. 刑事責任は、犯罪実行時に 16 歳に達した者は、刑事责任を負う。

2. 14 歳から 16 歳までに犯罪を行った者は、故意殺人(第 115-117 条)、国家または社会活動家、法保護機関に従事している者、公共の

資料

秩序の保護や国境の警備または軍務についての公に編成されたメンバー、裁判を行うことと関連した活動に関する裁判官、人民陪席判事または陪審員、法的援助と関連した活動に関する弁護人または公務執行者、外国の代表の生命に対する侵害(第 112 条, 第 348 条, 第 379 条, 第 400 条, 第 443 条), 故意重傷害(第 121 条, 第 345 条 3 項, 第 346 条, 第 350 条, 第 377 条, 第 398 条), 故意の中程度の傷害(第 122 条, 第 345 条 2 項, 第 346 条, 第 350 条, 第 377 条, 第 398 条), 破壊行為(第 113 条), ギャング行為(第 257 条), テロ行為(第 258 条), 人質の誘拐(第 147 条と 349 条), 強姦(第 152 条), 異常な形式で性的情欲を暴力的に満足させる行為(第 153 条), 窃盗(第 185 条, 第 262 条 1 項, 第 308 条), 公然奪取(第 187 条, 第 262 条, 第 308 条), 強盗(第 187 条, 第 262 条 3 項, 第 308 条), 恐喝(第 189 条, 第 262 条, 第 308 条), 財産の故意による損壊または破壊(第 194 条 2 項, 第 347 条, 第 352 条, 第 378 条, 第 399 条 2 項および 3 項), 交通手段および運輸手段の破壊(第 277 条), 鉄道車両, 航空機, 海上または河川船舶の盜乗または強奪(第 278 条), 運輸手段の不法な奪取(第 289 条 2 項および 3 項), 無頼行為(第 296 条)に対してのみ刑事責任を負う。

第 5 部 責任とその形式

第 23 条 責任

責任とは、本法典に規定された、行われた作為または不作為、並びに故意または過失の形式で現れたその結果に対する人の心理関係である。

第 24 条 故意とその種類

1. 故意は直接故意と間接故意に区分される。
2. 直接故意とは、人が自己の行為（作為または不作為）の社会的に危険な性格を認識し、その社会的に危険な結果を見し、その発

生を希望した場合である。

3. 間接故意とは、人が自己の行為（作為または不作為）の社会的に危険な性格を認識し、その社会的に危険な結果を予見し、希望はないが、その発生を意識的に許容した場合である。

第 25 条 過失とその種類

1. 過失は、犯罪的自信過剰と犯罪的不注意に区分される。

2. 過失は、人が自己の行為（作為または不作為）の社会的に危険な結果の発生の可能性を予見したが、その回避を軽率に期待した場合には犯罪的自信過剰である。

3. 過失は、人が自己の行為（作為または不作為）の社会的に危険な結果の発生の可能性を予見すべきであり、またできたにもかかわらず、予見しなかった場合には犯罪的不注意である。

第 6 部 共犯

第 26 条 共犯の概念

共犯とは、故意犯罪を行うにあたり、数人の犯罪主体が故意に共同して関与することである。

第 27 条 共犯者の種類

1. 犯罪の共犯者とは、実行者と並んで、組織者、教唆者および帮助者である。

2. 実行者（共同正犯）とは、他の犯罪主体と共同して直接にまたは法律によって行ったことに対し刑事责任を負わない他の者を利用して、本法典に規定された犯罪を実行する者である。

3. 組織者とは、犯罪を実行することを組織し、またはその準備もしくは实行を指導する者である。組織者とはまた、組織集団もしくは犯罪組織を創設し、またはこれを指導する者であり、もしくは組織集団または犯罪組織の犯罪活動に投資することを保証し、またはこれらを隠蔽することを組織する者である。

資料

4. 教唆者とは、説得、買収、脅し、強制またはその他の手段によって他の共犯者を犯罪の実行に向けさせた者である。

5. 幫助者とは、助言、指示、手段もしくは武器の提供または障害の除去によって、他の共犯者に対し犯罪の実行を援助する者であり、また犯罪者、武器もしくは犯罪実行の手段、犯罪の痕跡もしくは犯罪手段によって得た物を隠匿し、これらの物を購入もしくは販売し、または別の手段によって犯罪の隠匿を助けることであらかじめ協議した者である。

6. あらかじめ協議しなかった犯罪者、犯罪の実行の用具や手段、犯罪の痕跡もしくは犯罪手段によって得た物の隠匿、またはこれらの物の購入もしくは販売は、共犯ではない。これらの行為を行った者は、本法典第198条および第396条に規定された場合にのみ、刑事責任を負う。

7. 犯罪の実行が完遂するまで協議され、確実に決まった準備された、または実行された犯罪についての非伝達は、共犯ではない。

第28条 集団、予謀にもとづく集団、組織された集団または犯罪組織による犯罪の実行

1. 犯罪は、その実行に数人（2人以上）の実行者があらかじめの謀議なしに関与していた場合に、集団により実行されたとみなされる。

2. 犯罪は、あらかじめ、すなわち犯罪の始りまでの共同しての犯罪実行について協議した数人（2人以上）の者が共同して犯罪を実行した場合には、予謀にもとづく集団によって実行されたとみなされる。

3. 犯罪は、その準備または実行において、集団の参加者が任務分担した一つの計画に統一され、集団のすべての参加者に周知されたこの計画を達成することに向けられた、この犯罪およびその他の犯

罪を実行するために強固な団結があらかじめ図られていた数人（2人以上）が関与した場合には、組織集団によって実行されたとみなされる。

4. 犯罪は、その構成員またはその構成部分が予謀により、組織の参加者によって重大なまたはとくに重大な犯罪を直接的に実行し、その他の者の犯罪活動を指導し、もしくは調整し、または犯罪組織そのものやその他の犯罪集団をも機能させることを保証する目的で、共同の活動のために組織された、数人（2人以上）の強固な階層的団結が実現された場合には、犯罪組織によって行われたとみなされる。

第 29 条 共犯者の刑事責任

1. 実行者（共同正犯）は、この者が行った犯罪を規定した本法典各則の条項により刑事責任を負う。

2. 組織者、教唆者および帮助者は、実行者が行った犯罪を規定する本法典第 27 条の当該条項および各則の条文（条項）により刑事責任を負う。

3. 犯罪の個々の共犯者の人格を性格づけるメルクマールは、この共犯者のみの責任となる。責任を加重し、実行者の行為の確定に影響を与える犯罪のメルクマールとして本法典各則の条項に規定された、その他の事由は、これらの事由を認識した共犯者のみの責任となる。

4. 実行者が未終了犯罪を実行した場合には、その他の共犯者は、未終了犯罪の共犯に対し刑事責任を負う。

5. 共犯者は、故意を有していない場合には、実行者が行った行為に対し刑事責任を負わない。

第 30 条 組織集団および犯罪組織の組織者、参加者の刑事責任

1. 組織集団および犯罪組織の組織者は、故意を有する場合には、

資料

組織集団または犯罪組織が行った、すべての犯罪に対し刑事責任を負う。

2. 組織集団および犯罪組織のその他の参加者は、各人の犯罪を遂行する役割に関わらず、その準備または実行においてこれらの者が関与した犯罪に対し刑事責任を負う。

第31条 共犯者の自発的拒否

1. 実行者（共同正犯）は、犯罪実行を自発的に拒否するにあたり、本法典第17条に規定された条件が存在することによって刑事責任を負わない。この場合には、その他の共犯者は、実行者が実行を自発的に拒否した、犯罪の予備または未遂に対し刑事責任を負う。

2. 組織者、教唆者または帮助者は、自発的な拒否にあたり、これらの者が犯罪の実行を回避したか、または犯罪が準備されまたは実行されようとしていることについて当該の国家権力機関に適時に通報した場合には、刑事責任を負わない。帮助者の自発的拒否とは、犯罪実行の手段もしくは用具を提供しないことまたは犯罪実行への障害を排除しないことである。

3. 実行者は、何らかの共犯者が自発的拒否をするにあたり、この者の行為がいかなる段階で中止されたかに関わらず、犯罪の予備または未遂に対し刑事責任を負う。

第3部 多数回犯、犯罪の競合および累犯

第32条 多数回犯

1. 多数回犯とは、本法典各則の同一の条文および条項に規定された2つ以上の犯罪を実行した場合をいう。

2. 本条第1項に規定された多数回は、1つの犯罪的故意によって統合された2つ以上の同一の行為からなる継続した犯罪の実行についてはない。

3. 本法典の異なる条文に規定された、2つ以上の犯罪の実行は、

本法典各則に示された場合にのみ、多数回とみなされる。

4. 多数回は、かつて行った犯罪に対し、人が法律に定められた根拠によって刑事責任を解放された場合か、またはこの犯罪に対する前科が消去されたか、または取り消された場合には、存在しない。

第 33 条 犯罪の競合

1. 犯罪の競合とは、本法典各則の異なる条文またはある条文の異なった条項に規定された、2つ以上の犯罪の実行であって、その1つも有罪判決を受けていない場合をいう。この際に人が法律に定められた根拠によって刑事責任を解放された犯罪は考慮されない。

2. 犯罪の競合にあたり、各人は本法典各則の当該条文または条項によって確定されるべきである。

第 34 条 累犯

累犯とは、故意犯罪に対し前科を有する者が新しい故意犯罪を実行することである。

第 35 条 再犯、犯罪の競合および累犯

再犯、犯罪の競合および累犯は、犯罪の確定と刑罰の量定にあたって、本法典に規定された場合における刑事責任や刑罰からの解放という問題を解決するにあたって、考慮される。

第 8 部 行為の犯罪性を阻却する事由

第 36 条 正当防衛

1. 行為が、法律によって保護された、防衛する者または他人の権利および利益を護るため、並びに侵害された者に損害を与えることによって社会的に危険な侵害から社会的利益や国家の利益を護るために行われ、当該事情において侵害を瞬時に防止もしくは阻止するために必要であり、十分であって、この行為が正当防衛の範囲を越えない場合に、正当防衛とみなされる。

2. 何人も、社会的に危険な侵害を回避し、または他人もしくは権

資料

力機関に救助をもちかける可能性があるに関わらず、正当防衛の権利をもつ。

3. 侵害者に対し、侵害の危険性または防衛事情があきらかに相当ではない、重大な損害を故意に引き起こすことは、過剰防衛とみなされる。過剰防衛は、本法典第118条および第124条にとくに規定された場合にのみ、刑事責任を負う。

4. 人は、重度の精神的興奮のため、社会的に危険な侵害を引き起こした場合であって、侵害の危険性または防衛事情にこの者が引き起こした損害が合致すると評価され得ない場合には、刑事責任を問われない。

5. 武装した者の攻撃または集団の攻撃から防衛するため、並びに住居もしくはその他の建造物への違法な暴力的侵入を防止するため、武器を使用することまたはいずれにせよ別の手段または物を使用すること、侵害者に対し引き起こした損害の重大さに関わらず、これは過剰防衛ではなく、結果に刑事責任を有しない。

第37条 誤想防衛

1. 誤想防衛とは、実際に社会的に危険な侵害がないのに、被害者の行為を誤って評価した者がこのような侵害を誤って是認したという事情にあたって、損害を引き起こしたことに関連する行為である。

2. 誤想防衛は、複雑な事情が実際の侵害を生じさせ、自分の推測の誤りを意識しなかったか、認識できなかつたとみなす十分な根拠を人に与えた場合にのみ、引き起こした損害に対し、刑事責任を免除する。

3. 人が自分の推測の誤りを意識しなかったか、認識できなかつたが、当該の実際の侵害の条件のなかで解決される防衛の範囲を越えた場合には、この者は正当防衛の範囲を越えたことに対して刑事责任を負う。

4. 人は、複雑な事情のなかで実際の社会的な危険性がないことを意識しなかったか、認識できなかった場合には、この者は過失により損害を引き起こしたことに対し刑事責任を負う。

第 38 条 犯罪を実行した者の逮捕

1. 侵害を行ったのち、直接に犯罪を実行した者を逮捕し、並びにこの者を当該国家機関に移送した被害者やその他の者の行為は、この者の逮捕のために必要である措置を越えない場合には、犯罪とみなされない。

2. 犯罪者の逮捕のために必要である措置を越えるとは、犯罪を実行した者があきらかに侵害の危険性または犯罪者の逮捕の事情に相当しない重大な損害を故意に引き起こすことである。犯罪者を逮捕するために必要である措置を越えた場合には、本法典第 118 条および第 124 条にとくに規定された場合にのみ責任を負う。

第 39 条 緊急避難

1. 緊急避難状態で法益に対し損害を引き起こすこと、すなわち自己または他人の人格もしくは法律で保護された権利、並びに公共の利益もしくは国家の利益に対し直接に脅威を与える危険性を排除するため、この状態における危険性が別の手段によって排除することができない場合で、緊急避難の範囲を越えない場合には、犯罪ではない。

2. 緊急避難の範囲を越えるとは、法で保護された利益に対し故意に損害を引き起こし、その害が予防する害よりも大きい場合である。

3. 人は、切迫した危険性を引き起こす極度の精神的興奮のために、引き起こした害がこの危険性に合致すると評価されえない場合には、緊急避難の範囲を越えたことに対し刑事責任を負わない。

第 40 条 身体的または心理的強制

1. 法益に対し害を及ぼした人の作為または不作為が、身体的強制

資料

の直接的影響の下に行われ、その結果この者が自己の行為を控制できない場合には、犯罪ではない。

2. 法益に対し害を及ぼしたことのについての人の刑事責任の問題は、この者が身体的な強制、並びに心理的強制を受け、その結果自己の行為を控制する可能性があった場合には、本法典第39条の規定によって処理される。

第41条 命令または指示の執行

1. 法益に対し害を及ぼした者の作為または不作為は、これらが合法的な命令または指示のために行われた場合には、合法なものとみなされる。

2. 命令または指示は、これらが当該の者によって所定の手続きやこの者の権限の範囲内で行われ、内容について現行法に矛盾せず、人および市民の憲法的権利および自由を侵害しない場合には、合法的なものとみなされる。

3. 公然と犯罪的命令または指示を執行することを拒否した者は、刑事責任を問わない。

4. 公然と犯罪的命令または指示を執行した者は、このような命令または指示を執行するために行われた行為に対し、一般的な根拠により刑事責任を負う。

5. 人が犯罪的命令または指示を認識しなかったか、これを認識できなかった場合には、このような命令または指示を執行するために行われた行為に対し、犯罪的命令または指示を与えた者のみが責任を負う。

第42条 危険を伴う行為

1. 法益に対し害を引き起こした行為（作為または不作為）は、この行為が、著しく社会的に有益な目的を達成するために許された危険という条件のなかで行われた場合には、犯罪ではない。

2. 危険は、定められた目的が当該の事情のなかで危険を伴わない作為（不作為）によって達成できず、また危険を許容した者によって行われた措置が法益に対し害を及ぼすことを防止するために許容された場合には、正当なものとみなされる。

3. 危険は、故意に他人の生命に脅威を生じさせるか、または環境災害もしくはその他の大事故の脅威を生じさせた場合には、合法なものとはみなさない。

第 43 条 組織集団または犯罪組織の犯罪活動を防止もしくは摘発することによる特別な任務の履行

1. 組織集団または犯罪組織の犯罪活動を防止し、または摘発するためにこれらの集団に関与するという特殊な任務を法律により履行する者が、法益に対し害を引き起さざるを得なかった場合には、犯罪ではない。

2. 本条第1項に規定された者は、組織集団もしくは犯罪組織のなかで、故意に被害者に対し暴行を加えたことによって発生したとくに重大な犯罪、または被害者に故意に重大な傷害を引き起こしたか、その他の重大なまたはとくに重大な結果をもたらした重大な犯罪を行ったことに対してのみ、刑事責任を負う。

3. 本条第2項に規定された犯罪を行った者は、終身刑に処せられることはできず、また法律がこの犯罪に対して規定している自由剝奪の最大期間の半分を越える期間の自由剝奪刑をこの者に対し量定することはできない。

第 9 部 刑事責任からの解放

第 44 条 刑事責任からの解放の法的根拠と手続き

1. 犯罪を行った者は、本法典に規定された場合に、並びに大赦についてのウクライナ法または特赦令に基づいて刑事責任から解放される。

資料

2. 本法典に規定された場合における刑事責任からの解放は、とくに裁判所によって実現される。

第 45 条 積極的な後悔と関連した刑事責任からの解放

重大でない犯罪をはじめて行った者は、この者が犯罪実行後、心から後悔し、犯罪の解明を積極的に助成し、引き起こした損失を完全に回復させたか、または引き起こした害を排除した場合には、刑事責任から解放される。

第 46 条 加害者と被害者との和解に関連した刑事責任からの解放

重大でない犯罪をはじめて行った者は、この者が被害者と和解し、引き起こした損失を回復させたか、または引き起こした害を排除した場合には、刑事責任から解放される。

第 47 条 身元保証と関連した刑事責任からの解放

1. 重大でないまたは中程度の重大な犯罪をはじめて行い、心から後悔した者は、企業、施設または団体という集団に対し身元保証を受けることによって、身元保証の日から 1 年以内に集団の信頼に応え、教育的性格の処分を回避せず、公共の秩序を犯さないという条件によって、これらの集団の請願により刑事責任から解放される。

2. この者が身元保証の条件を侵害した場合には、この者は行った犯罪に対して刑事責任を負う。

第 48 条 状況の変化と関連した刑事責任からの解放

重大でないまたは中程度の重大な犯罪をはじめて行った者は、裁判所での事件の捜査取調べまたは審理の時に状況が変化したために、この者が行った行為が社会的危険性を失ったか、またはこの者が社会的に危険でなくなったと認められる場合には、刑事責任から解放されうる。

第 49 条 時効期間の経過と関連した刑事責任からの解放

1. 人は、犯罪の実行の日から、および判決の確定の日まで次の期

間が経過した場合には、 刑事責任が解放される。

1) 自由の制限よりも厳格さの少ない刑罰が規定された、 重大さの大きくない犯罪の実行について、 2年

2) 自由の制限または自由剥奪による刑罰が規定された、 重大さの大きくない犯罪の実行について、 3年

3) 中程度の重大な犯罪の実行について、 5年

4) 重大な犯罪の実行について、 10年

5) とくに重大な犯罪の実行について、 15年

2. 時効期間の進行は、 犯罪を行った者が予審または裁判から逃走した場合には、 停止される。これらの場合に、 時効期間の進行は、 この者の自首または逮捕の日から再開される。この場合に、 人は、 犯罪実行の時から 15 年経過した場合には、 刑事責任から解放される。

3. 時効期間の進行は、 本条第 1 項および第 2 項に規定された期間を経過するまで、 人が中程度の重大な、 重大なまたはとくに重大な犯罪を新たに行った場合には、 中断される。この場合における時効期間の経過、 新しい犯罪の実行の日から始まる。

4. 法律に応じて終身刑が量定されうる、 とくに重大な犯罪を行った者に対し時効を適用するという問題は、 裁判所が解決する。裁判所が時効を適用する可能性がない場合でも、 終身刑は量定され得ないか、 一定の期間の自由剥奪に代えられる。

5. 時効は、 本法典第 437-439 条および第 442 条第 1 項に規定された平和と人類の安全に対する犯罪を実行した場合には適用されない。

第 10 部 刑罰とその種類

第 50 条 刑罰の概念とその目的

1. 刑罰は、 国家の名の下に、 犯罪の実行に責任あると認められた

資料

者に対し判決によって適用される強制処分であり、受刑者の権利と自由の法律で定められた制限である。

2. 刑罰は、その目的を懲罰だけでなく、受刑者の矯正、並びに受刑者およびその他の者による新たな犯罪の実行を防止することに置く。

3. 刑罰は、身体的に苦痛を与えたり、または人間としての名誉を傷つけることを目的とはしない。

第51条 刑罰の種類

犯罪の実行に責任あると認められた者について、裁判所は次の刑罰の種類を適用することができる。

- 1) 罰金
- 2) 軍、特別称号、階級、官等または特定の資格の剥奪
- 3) 一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪
- 4) 社会的労働
- 5) 矯正労働
- 6) 軍人の職務についての制限
- 7) 財産の没収
- 8) 拘留
- 9) 自由の制限
- 10) 軍人の懲罰大隊への収容
- 11) 一定期間の自由剥奪
- 12) 終身の自由剥奪

第52条 主刑と付加刑

1. 主刑は、社会的労働、矯正労働、軍人の職務についての制限、拘留、自由の制限、軍人の懲罰大隊への収容、一定期間の自由剥奪、終身の自由剥奪である。

2. 付加刑は、軍、特別称号、階級、官等または特定の資格の剥奪

および財産の没収である。

3. 罰金および一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪は、主刑としても、付加刑としても適用することができる。

4. 1つの犯罪に対しては、本法典各則の制裁に規定された1つの主刑のみを量定することができる。主刑については、本法典に規定された場合および手続きにおいて1つまたは数個の付加刑を付加することができる。

5. 判決によって量定された刑罰を回避することは、本法典第389条および第390条に規定された責任を引き起こす。

第53条 罰金

1. 罰金は、本法典各則に定められた場合と範囲において裁判所が課する金銭による処分である。

2. 罰金の程度は、本法典各則の条文が罰金のより高い程度を規定していない場合に、行った犯罪の重大さによって、並びに市民の課税されない最低所得の30倍から1000倍の範囲内で有罪者の財産状況を考慮して、裁判所が定める。

3. 罰金は、本法典各則の条文の制裁のなかでとくに規定された場合にのみ、付加刑として量定することができる。

4. 裁判所は、罰金を支払う可能性がない場合には、罰金の未払い額を、立法で定められた市民の課税されない最低所得に対し10時間の社会的労働という計算によって、または立法で定められた市民の課税されない最低所得の4倍に対し1ヶ月の矯正労働という計算によって2年を越えない範囲で矯正労働に代えることができる。

第54条 軍、特別称号、階級、官等または特定の資格の剥奪

軍、特別称号、階級、官等または特定の資格を有する者は、重大なもしくはとくに重大な犯罪に対し有罪を言い渡された場合に、判決によりこれらの称号、階級、官等または特定の資格を剥奪される

資料

ことができる。

第 55 条 一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪

1. 一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪は、主刑として 2 年から 5 年まで、または付加刑として 1 年から 3 年まで量定されることがある。

2. 一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪は、職務により行われた犯罪の性格を考慮して、または一定の活動に就くことと関連して有罪を言い渡された者的人格およびその他の事情を考慮して、裁判所が一定の職または一定の活動に従事する権利の保持を認めなかつたという条件において、本法典各則の条文の制裁に規定されていない場合にも、付加刑として量定されることがある。

3. 一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪を拘留、自由の制限、軍人の懲罰大隊への収容または一定期間の自由剥奪に対する付加刑として量定する場合には、この刑は主刑を服役するすべての期間に、またこれ以外に、確定判決で定められた期間に及ぶ。付加刑の期間は、主刑の服役時から換算される。一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪刑をその他の主刑に対する付加刑として量定する場合、並びに本法典第 77 条を適用する場合には、判決が確定したときから始まる。

第 56 条 社会的労働

1. 社会的労働は、労働または学習から解放された時間内に、有罪を言い渡された者が無料の社会的に有益な労働を行うことである。この労働の種類は、地方行政機関が定める。

2. 社会的労働は、60 時間から 240 時間の範囲で定められ、1 日 4 時間を超えてはならない。

3. 社会的労働は、第 1 級または第 2 級の障害と認定された者、妊婦、年金年齢に達した者、並びに義務年限内勤務の軍人には量定さ

れない。

第 57 条 矯正労働

1. 矯正労働刑は、6ヶ月から2年までの期間で定められ、受刑者の労働場所で服役する。矯正労働に対する受刑者の賃金額から、10パーセントから20パーセントの範囲内で、判決に定めた程度において国庫収入に控除される。
2. 矯正労働は、妊婦および子どもの世話をより休暇をとっている女子、労働不能力者、16歳に達していない者、並びに年金年齢に達した者、軍人、法保護機関の従事者、公証人、裁判官、検察官、弁護士、国家公務員、地方公務員に対し適用されない。
3. 判決が確定した後に労働能力が不能になった者に対しては、裁判所は、1ヶ月の矯正労働に対し立法で定められた市民の課税されない最低所得の3倍という計算によって矯正労働を罰金に代えることができる。

第 58 条 軍人の職務についての制限

1. 職務についての制限刑は、期限付き職務の軍人を除く、有罪を言い渡された軍人に對し、本法典に規定した場合、並びに裁判所が事件の事情および有罪を言い渡された者的人格を考慮に入れ、2年を越えない自由の制限または自由剥奪に代えて同一期間の職務についての制限を量定する可能性があった場合に、6ヶ月から2年までの範囲内で適用する。
2. 職務についての制限を言い渡された者の給与額のなかから、10から20パーセントの範囲内で、判決に定められた額を国庫に納入する。この刑に服している期間内に、受刑者は、職務上の地位や軍の称号を上げることはできない。また刑期は、軍の定期称号授与のための勤続年限期間に算入されない。

第 59 条 財産の没収

資料

1. 財産の没収刑は、有罪を言い渡された者の所有である財産の全部または一部を国家の所有に強制的に無償で収用することである。財産の一部が没収される場合に、裁判所は、財産のどの部分が没収されたかを示し、または没収された対象を列記しなければならない。
2. 財産の没収は、重大な、とくに重大な利得犯罪に対して定められ、本法典各則にとくに規定された場合にのみ量定することができる。
3. 没収に当たらない財産の目録は、ウクライナの法律によって定める。

第 60 条 拘留

1. 拘留刑は、受刑者を隔離するという条件で収容することであり、その期間は 1 ヶ月から 6 ヶ月までとする。
2. 軍人は、営倉で拘留に服する。
3. 拘留は、16 歳未満の者、妊婦および 7 歳までの子どもをもつ女子には適用されない。

第 61 条 自由の制限

1. 自由の制限刑は、受刑者を労働に義務的に就かせることを監督するという条件で社会からの隔離なしに開放型の刑事矯正施設に収容することである。
2. 自由の制限は、1 年から 5 年までの範囲で定められる。
3. 自由の制限は、未成年者、妊婦および 14 歳までの子どもをもつ女子、年金生活者、期限付き職務の軍人および第 1 級および第 2 級障害者には適用されない。

第 62 条 軍人の懲罰大隊への収容

1. 懲罰大隊への収容刑は、期限付き勤務の軍人に對し、本法典に規定された場合に、6 ヶ月から 2 年までの範囲で量定され、また裁判所が事件の事情および有罪を言い渡された者の人格を考慮に入

れ、2年を越えない範囲の自由剝奪を同一期間内での懲罰大隊に収容することに代えることを可能とした場合に、量定される。

2. 自由剝奪に代えた軍人の懲罰大隊への収容は、過去に自由剝奪刑に服した者に対しては適用できない。

第 63 条 一定期間の自由剝奪

1. 自由剝奪刑は、一定期間、刑事執行施設内に受刑者を隔離し、収容することである。

2. 自由剝奪は、1年から15年までの範囲内で定められる。

第 64 条 終身の自由剝奪

1. 終身の自由剝奪は、とくに重大な犯罪を行ったことに定められ、裁判所が一定期間の自由剝奪を適用することが不可能とした場合であり、とくに本法典に規定された場合にのみ定められる。

2. 終身の自由剝奪は、18歳までに犯罪を行った者、犯罪実行時または判決の言い渡し時に65歳以上の者、並びに妊娠状態にある女子に対しては適用されない。

第 9 部 刑の量定

第 65 条 刑の量定の基本原則

1. 裁判所は、以下のように刑を量定する。

1) 犯罪実行に対する責任を規定している本法典各則の条文の制裁のなかで定められている範囲内で；

2) 本法典総則の規定に応じて；

3) 実行した犯罪の重大さの程度、有責者の人格および刑を減輕・加重する事情を考慮して；

2. 犯罪を行った者に対し、この者の矯正および新たな犯罪の防止のために必要であり、十分な刑罰が量定されなければならない。

3. 実行した犯罪に対して本法典各則の相当条文に規定されたよりも、軽い刑罰を量定するための基礎は、本法典第69条に定める。

資料

4. 実行した犯罪に対して本法典各則の相当条文に規定されたよりも、厳格な刑罰は、本法典第70条および第71条のよって犯罪の競合および判決の競合により量定されうる。

第66条 刑を減輕する事情

1. 刑を量定するにあたっては、以下のような減輕事情が認められる。

- 1) 自首、率直な後悔または犯罪の解明への積極的な寄与；
 - 2) 発生させた損害の任意による補償または発生させた損失の排除；
 - 3) 未成年者による犯罪の実行；
 - 4) 妊娠状態にある女子による犯罪の実行；
 - 5) 厳しい個人的、家庭的またはその他の事情の重なりの結果からの犯罪の実行；
 - 6) 脅迫、強制の下もしくは物質的、職務上またはその他の従属関係の下での犯罪の実行；
 - 7) 被害者の違法なまたは不道徳な行為を招来させる強い精神的興奮状態の下での犯罪の実行；
 - 8) 緊急避難の程度を越えた犯罪の実行；
 - 9) 本法典に規定された場合に犯罪実行と結びつくような組織集団または犯罪組織の犯罪活動を防止し、解明する特別な任務の遂行
2. 刑を量定するにあたり、裁判所は、本条第1項に規定されていないその他の事情も減輕事情とみなすことができる。
3. 刑を減輕する事情のいくつかが、本法典各則条文に犯罪の確定に影響を与えるメルクマールとして規定されている場合には、裁判所は、刑を量定するにあたりこれを減輕する事情としても一度考慮に入れることはできない。

第 67 条 刑を加重する事情

1. 刑を量定するにあたっては、以下のような加重事情が認められる。

- 1) 再犯および累犯者による犯罪の実行
- 2) 予謀（第 28 条 2 項および 3 項）にもとづいた集団員の犯罪の実行
- 3) 人種的、民族的もしくは宗教的な敵意または反目を理由とした犯罪の実行
- 4) 被害者に対し職務上または社会的な義務をおこなわせることと関連した犯罪の実行
- 5) 犯罪によって引き起こされた重大な結果
- 6) 若年者、高齢者または無力状態にある者に対する犯罪の実行
- 7) 有責者が妊娠状態にあることを知っている女子に対する犯罪の実行
- 8) 有責者と物質的、職務上またはその他の従属関係に置かれている者に対する犯罪の実行
- 9) 若年者もしくは精神病または心神喪失状態にある者を利用した犯罪の実行
- 10) とくに残酷さをもった犯罪の実行
- 11) 戦時または非常状態、その他の非常な事件を利用した犯罪の実行
- 12) 公共危険手段による犯罪の実行
- 13) アルコール中毒状態もしくは麻薬またはその他の意識を朦朧とさせる薬物を使用した状態にある者による犯罪の実行

2. 裁判所は、行った犯罪の性格に応じて、本条第 1 項に規定された事情のいずれかを認めないという権利をもつ。ただし、判決のなかにその決定動機を導いた刑が加重される第 2, 6, 7, 9, 10,

資料

12号に規定された事情を除く。

3. 刑の量定にあたり、裁判所は、本条第1項に規定されていない事情を加重事情と認めることはできない。

4. 刑を加重する事情のいずれかが、本法典各則の条文において犯罪の確定に影響を与える犯罪のメルクマールとして規定されている場合には、裁判所は、刑の量定にあたりこの事情を再度加重事情として考慮することはできない。

第68条 未終了犯罪および共犯で行った犯罪に対する刑の量定

1. 未終了犯罪に対する刑の量定にあたり、裁判所は、本法典第65-67条の立場に従い、行った行為の重大さの程度、犯罪的意図の実現の程度および犯罪が終了までに至らなかった原因を考慮する。

2. 共犯者に対し刑を量定するにあたり、裁判所は、本法典第65-67条の立場に従い、犯罪実行における各人の関与の性格および程度を考慮する。

第69条 法律に規定されたよりも、軽い刑の量定

1. 刑を減輕し、行った犯罪の重大さの程度を本質的に減少させるいくつかの事情が存在する場合には、裁判所は、有責者の人格を考慮して、その決定を動機づけ、とくに重大な、重大な犯罪または中程度の重大さの犯罪に対して、本法典各則の条文の制裁に定められた下限以下の主刑を量定するか、またはこの犯罪に対する条文の制裁に定められていない主刑のその他の、より軽い種類に移すことができる。この場合に、裁判所は、本法典総則における当該刑種のために定められた下限以下の刑罰を量定する権利を有しない。

2. 本条第1項に規定された根拠により、裁判所は、本法典各則の条文の制裁のなかに必須のものとして規定された付加刑を量定することはできない。

第70条 犯罪の競合による刑の量定

1. 犯罪の競合にあたり、裁判所は、それぞれの犯罪ごとに対して刑（主刑および付加刑）を量定し、厳格さの少ない刑罰をより厳格な刑罰に吸収するか、または量定する刑罰の完全なもしくは部分的な加算によって最終的な刑罰を定める。
2. 刑罰を加算するにあたり、犯罪の競合による最終的な刑罰は、より厳格な刑罰を規定している本法典各則の条文の制裁に定められた限度で定められる。犯罪の一つが故意による重大なまたはとくに重大な犯罪である場合には、裁判所は、本法典総則のなかで当該刑種のために定められた最上限で犯罪の競合による最終的な刑罰を定めることができる。行った犯罪の一つに対し終身の自由剝奪が量定される場合に、犯罪の競合による最終的な刑罰は、すべての厳格さの少ない刑罰を終身の自由剝奪に吸収することによって定める。
3. 犯罪の競合によって量定された主刑については、責任を問われた犯罪に対し裁判所が量定した付加刑を併合することができる。
4. 事件についての判決が言い渡されたのちに、有罪を言い渡された者が最初の事件についての判決言い渡しまでに行った別の犯罪についても有罪であることが明らかとなった場合には、本条第1-3項に規定された規則によって刑が量定される。

第 71 条 判決の競合による刑の量定

1. 有罪を言い渡された者が判決の言い渡し後ではあるが、刑の完全な服役までに新たな犯罪を行った場合に、裁判所は、新しい判決によって量定される刑罰に最初の判決についての刑罰の未服役部分を全部または部分的に併合する。
2. 判決の競合によって刑を加算するにあたり、刑罰の総期間は、本法典総則のなかで当該刑種のために定められた最上限を越えることができない。自由剝奪刑を加算するにあたり、判決の競合によって最終的に量定された刑罰の総期間は、15 年を越えることができない。

資料

い。犯罪の一つがとくに重大である場合には、自由剝奪の総期間は 15 年を越えることができるが、25 年を越えることはできない。終身の自由剝奪刑とすべての厳格さの少ない刑罰を加算するにあたり、判決の競合によって最終的に量定される刑罰の総期間は、厳格さの少ない刑罰を終身の自由剝奪に吸収することにより定められる。

3. 判決の一つに量定された付加刑または最初の事件についての判決の未服役部分は、判決の競合により最終的に量定された主刑に併合される。

4. 判決の競合による最終的な刑罰は、新たな犯罪に対し量定される刑罰、並び最初の事件についての判決の未服役部分よりも大きな刑罰でなければならない。

5. 有罪を言い渡された者が、有罪を言い渡されたのちにではあるが、刑罰の完全な服役までに 2 つ以上の犯罪を行った場合に、裁判所は、本法典第 70 条に規定された規則によりこれらの新しい犯罪に対し刑罰を量定し、次いで犯罪の競合によって量定された最終的な刑罰として、本条第 2 項に定められた限度で最初の事件についての判決の未服役部分を全部もしくは部分的に併合する。

第 72 条 刑罰の加算規則と未決拘禁期間の算入

1. 犯罪の競合と判決の競合について刑を加算するにあたり、厳格さの少ない刑種は、それらの相関関係から次のより厳格な刑種に移される。

- 1) 1 日の自由剝奪に対しこれが相当する。
 - a) 1 日の軍人の懲罰大隊収容または拘留
 - b) 2 日の自由の制限
 - c) 3 日の軍人の職務についての制限または 3 日の矯正労働
 - d) 8 時間の社会的労働

2) 1日の軍人の懲罰大隊収容または拘留に対し次のことが相当する。

a) 2日の自由制限

b) 3日の軍人の職務についての制限または3日の矯正労働

3) 1日の自由の制限に対し3日の軍人の職務についての制限または3日の矯正労働に相当する。

4) 1日の自由制限または拘留に対し8時間の社会的労働

2. 犯罪の競合または判決の競合につき、矯正労働または軍人の職務についての制限刑の量定にあたり、これらの刑期のみが加算される。受刑者の給与からの控除額は加算されず、それぞれの判決により独自に計算される。

3. 罰金および一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪という主刑は、犯罪の競合および判決の競合によってこれらの刑を量定するにあたり、他の刑種と加算されず、独自に執行される。

4. 各種の付加刑は、すべての場合に独自に執行される。

5. 未決勾留は、単純にまたは本条第1項に規定された規則により自由剥奪を言い渡された場合に刑期のなかに裁判所によって含められる。本条第1項に規定されていない刑の量定にあたっては、裁判所は、未決勾留を考慮に入れ、刑を減輕するか、または有罪を言い渡された者を完全に刑の服役から免除することができる。

第73条 刑期の算出

刑期は、年、月および時間のなかでそれぞれ算出される。刑の代替、並びに未決勾留の算入にあたっては、1日当たりの刑期の算入が認められる。

第12部 刑の免除とその服役

第74条 刑とその服役の免除

1. 有罪を言い渡された者の刑または今後のその服役の免除、量定

資料

された刑のより軽い刑への代替，並びに軽減は，大赦についてのウクライナ法または特赦令に基づいた刑の免除または刑の軽減を除き，本法典に規定された場合に裁判所によってのみ適用されうる。

2. 法律がその処罰性を排除した行為によって有罪とされた者は，裁判所が量定した刑罰を直ちに免除しなければならない。

3. 有罪を言い渡された者に対し量定された，新しい法律の制裁を超えた刑罰は，新しい法律の制裁に定められた刑罰の最高限度まで下げられる。

4. 重大さの大きくないまたは中程度の重大さの犯罪を行った者は，この者が裁判所における事件の審理時に労働に対する良好で，誠実な態度を考慮して社会的に危険であるとみなされないと認められた場合に，判決によって刑を免除されることができる。

5. 人は，本法典第49条に規定された理由により，判決によって刑を免除されることもできる。

第75条 刑の仮免除

1. 裁判所が矯正労働，軍人の職務についての制限，自由の制限，並びに5年を越えない自由剝奪刑を量定するにあたり，犯罪の重大さ，有責者の人格および事件のその他の事情を考慮し，有罪を言い渡された者が刑に服すことなしに，矯正する可能性がある旨の判断を行う場合に，裁判所は刑の仮免除についての決定を採用することができる。

2. この場合に，裁判所は，有罪を言い渡された者が定められた仮の期間内に新しい犯罪を実行せず，この者に課せられた義務を履行した場合に，この者に量定された刑を免除することを決定する。

3. 仮の期間は，1年から3年までの範囲内で裁判所がこれを定める。

第76条 刑が仮免除された者に対し裁判所が課す義務

1. 裁判所は、刑の仮免除の場合に、有罪を言い渡された者に対し以下の義務を課すことができる。

- 1) 被害者への許しを公にまたはその他の形式で求めること
- 2) 刑事執行システムの機関の許可なしにウクライナ国外に長期滞在してはならないこと
- 3) 居住、就労または就学地の変更について刑事執行システムの機関に通知すること
- 4) 刑事執行システムの機関に登録のために定期的に出頭すること
- 5) アルコール中毒、麻薬中毒または他人の健康にとって危険である病気の治療を終えること

2. 上記のような有罪を言い渡された者の行動に対するコントロールは、この者の居住地の刑罰執行機関によって行われる。軍人の有罪を言い渡された者については、軍の指揮官がこれを行う。

第 77 条 主刑の仮免除の場合における付加刑の適用

刑の仮免除の場合には、罰金、一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪および軍、特別称号、階級、官等または特定の資格の剥奪という付加刑を量定することができる。

第 78 条 刑の仮免除の法的効果

1. 有罪を言い渡された者が、仮免除期間内に、この者に課せられた義務を履行し、新しい犯罪を行わなかった場合に、裁判所はこの者に量定された刑罰を免除する。
2. 有罪を言い渡された者が課せられた義務を履行しなかったか、または行政処分を引き起こし、矯正するのを望まないことを証明するような法違反を系統的に行った場合に、裁判所は、有罪を言い渡された者を量定された刑罰に服させるために移送する。
3. 有罪を言い渡された者が仮免除期間内に新しい犯罪を行った場

資料

合に、裁判所は、この者に対し本法典第 71-72 条に規定された規則により刑罰を量定する。

第 79 条 妊婦および 7 歳までの子供をもつ女子の刑の仮免除

1. 妊婦および 7 歳までの子供をもつ女子に対し自由の制限または自由剝奪刑を量定するにあたり、裁判所は、重大なおよびとくに重大な犯罪に対する 5 年以上の期間の自由剝奪を言い渡された者を除き、法律によって女子が妊娠、出産および子供が 7 歳になるまで免除されうる期間内に仮の期間を定めた主刑についても、付加刑についてもこの者の服役を免除することができる。

2. 裁判所は、妊娠および 7 歳までの子供をもつ女子の刑を仮免除する場合に、本法典第 76 条に規定された義務を有罪を言い渡された者に課すことができる。

3. 有罪を言い渡された者に対するコントロールは、刑事執行システムの機関によって現される。

4. 裁判所は、仮免除期間内に、有罪を言い渡された者の行動により、刑を免除するか、または判決が量定した刑罰に服すために移送する。

5. 刑を仮免除された女子が子供を放棄し、この者を子供の家に引き渡し、住居地から姿を消し、子供の養育、身辺の世話を回避し、裁判所が課した義務を履行せず、行政処分を引き起こし、矯正するのを望まないことを証明するような法違反を系統的に行った場合に、裁判所は、コントロール機関の上申により有罪を言い渡された者を判決に従った刑罰に服するために移送する。

6. 有罪を言い渡された者が仮免除期間内に新しい犯罪を行った場合に、裁判所は、本法典第 71 条と第 72 条に規定された規則により刑を量定する。

第 80 条 刑の時効期間の経過と関連した刑の免除

1. 人は、有罪判決の確定日から以下の期間内に執行されなかった場合に、刑が免除される。

1) 2年一自由の制限よりも、厳格さの少ない刑罰の言い渡しにあたって

2) 3年一重大さの大きくない犯罪に対する自由の制限または自由剥奪刑の言い渡しにあたって

3) 5年一中程度の重大さの犯罪に対する自由剥奪刑の言い渡しにあたって、並びに重大な犯罪に対して5年を越えない期間の自由剥奪の言い渡しにあたって

4) 10年一重大な犯罪に対する5年以上の期間の自由剥奪刑の言い渡しにあたって、並びにとくに重大な犯罪に対する10年を越えない期間の自由剥奪の言い渡しにあたって

5) 15年一とくに重大な犯罪に対する10年以上の期間の自由剥奪刑の言い渡しにあたって

2. 付加刑に関しての時効期間は、判決により量定された主刑に定められる。

3. 有罪を言い渡された者が服役を忌避した場合には、時効の経過は一時的に停止する。この場合に時効期間の経過は、服役のために有罪を言い渡された者が出頭した日またはこの者の逮捕の日から再開する。この場合に本条第1項1-3号に規定された時効期間は、倍に増える。

4. 本条第1項および第3項に規定された期間の終了までに、有罪を言い渡された者が新しい中程度の重大な、重大なまたはとくに重大な犯罪を行った場合には、時効期間の経過は中断する。この場合における時効の算定は、新しい犯罪が実行された日から始まる。

5. 終身の自由剥奪を言い渡された者に対する時効の適用の問題は、裁判所がこれを決定する。裁判所が時効を算定できない場合には、

資料

終身の自由剝奪は自由剝奪に代替される。

6. 時効は、本法典第437条—第439条および第442条第1項に規定された、平和および人類の安全に対する犯罪による有罪の言い渡しについて適用されない。

第81条 仮釈放

1. 矯正労働、軍人の職務についての制限、自由の制限、軍人の懲罰大隊への収容または自由剝奪刑に服した者に対し、仮釈放を適用することができる。人は、付加刑の服役からも全部または部分的に仮釈放されうる。

2. 受刑者が労働に対する誠実な行動や態度によって自らの矯正を立証した場合に、仮釈放は適用されうる。

3. 仮釈放は、受刑者が以下のような実際に服役したのちに適用されうる。

1) 重大さの大きくないまたは中程度の重大さの犯罪、並びに過失の重大な犯罪に対し裁判所が量定した刑期の半分以上

2) 故意による重大な犯罪もしくは過失のとくに重大な犯罪に対し、並びに人が故意犯罪に対して自由剝奪刑をかつて服役していた場合、前科の抹消または取り消しまでに自由剝奪を言い渡された故意犯罪を新たに実行した場合に対し、裁判所が量定した刑期の3分の2以上

3) 故意のとくに重大な犯罪に対し裁判所が量定した刑期、並びにかつて仮釈放された者、刑の未服役期間内において故意犯罪を新たに実行した者に対し量定された刑期の4分の3以上

仮釈放を適用された者が刑の未服役期間内に新しい犯罪を実行した場合に、裁判所は、本法典第71条および第72条に規定された規則によりこの者に刑罰を量定する。

第82条 刑の未服役部分をより軽い刑罰に替えること

1. 自由の制限または自由剝奪刑に服している者に対し、裁判所は刑の未服役部分をより軽い刑罰に替えることができる。この場合により軽い刑罰は、本法典総則のなかに当該刑種のために定められた期間の範囲内で量定され、判決で量定された刑罰の未服役を越えてはならない。
2. 主刑の未服役部分をより軽い刑罰に替える場合に、受刑者は、一定の職または一定の活動に従事する権利の剝奪という付加刑もまた免除されうる。
3. 刑の未服役部分をより軽い刑罰に替えることは、受刑者が矯正した場合に適用されうる。
4. 刑の未服役部分をより軽い刑罰に替えることは、受刑者が以下のような実際に服役したのちに可能となる。
 - 1) 重大さの大きくないまたは中程度の重大さの犯罪、並びに過失の重大な犯罪に対し裁判所が量定した刑期の 3 分の 1 以上
 - 2) 故意による重大な犯罪もしくは過失のとくに重大な犯罪に対し、並びに人が故意犯罪に対して自由剝奪刑をかつて服役していた場合、前科の抹消または解除までに自由剝奪を言い渡された故意犯罪を新たに実行した場合に対し、裁判所が量定した刑期の半分以上
 - 3) 故意のとくに重大な犯罪に対し裁判所が量定した刑期、並びにかつて仮釈放された者、刑の未服役期間内において故意犯罪を新たに実行した者に対し量定された刑期の 3 分の 2 以上
5. より軽い刑罰に替えられた者に対し、本法典第 81 条に規定された規則により仮釈放が適用されうる。
6. 人が、より軽い刑罰に服しながら、新しい犯罪を実行した場合に、裁判所は、新たに実行された犯罪に対する刑罰に本法典第 71 条および第 72 条に規定された規則によりより軽い刑罰の未服役部分

資料

を合算する。

第83条 妊婦および3歳までの子供をもつ女子の刑の免除

1. 自由の制限または自由剝奪を言い渡された女子が、服役時に妊娠しているか、または出産した場合に、故意の重大な犯罪およびとくに重大な犯罪に対し5年以上の自由剝奪が言い渡された場合を除き、裁判所は、法律によって女子が妊娠、出産および子供が3歳になるまで免除されうる期間内で刑を免除することができる。
2. 刑の免除は、家族または血族があり、共同で居住することに同意し、または子供の養育のための適当な条件を独自に保障する可能性をもった受刑者に適用される。
3. このような女子の行動に対するコントロールは、居住地の刑事執行システム機関がこれを実現する。
4. 裁判所は、子供が3歳に達したか、または死亡したことにより、受刑者の行動如何でこの者に刑を免除するか、もしくはより軽い刑罰に替えるか、または判決によって量定された刑に服するためにこの者を移送することができる。この場合に裁判所は、受刑者が刑に服さなかった時間を刑の服役期間に全部または部分的に算入することができる。
5. 刑を免除された受刑者が子供を忌避し、子供の家に引き渡し、住居地から姿を消し、子供の養育、身辺の世話を回避し、裁判所が課した義務を履行せず、行政処分を引き起こし、矯正するのを望まないことを証明するような法違反を系統的に行った場合に、裁判所は、コントロール機関の上申により受刑者を判決によって量定された刑罰に服するために移送する。
6. 受刑者が刑を免除されている期間内で新しい犯罪を行った場合に、裁判所は、本法典第71条および第72条に規定された規則によりこの者に刑罰を量定する。

第 84 条 病気による刑の免除

1. 服役時に自己の作為（不作為）を認識し、もしくは制御する可能性を失わせる精神病に罹患した者は、刑を免除される。これらの者に対し、本法典第 92-95 条によって医療的性格の強制処分が適用されうる。
2. 犯罪の実行後または判決の確定後に、刑の服役を妨げるようなその他の重病に罹患した者は、刑を免除され、または今後の服役を免除されうる。この問題を解決するにあたり、裁判所は、実行された犯罪の重大さ、病気の性格、受刑者的人格および事件のその他の事情を考慮する。
3. 職務についての制限、拘留または懲罰大隊への収容を言い渡された軍人は、健康状態により軍務に不適格とみなされた場合に、刑を免除される。
4. 本条第 1 項および第 2 項に規定された者が健康を回復した場合には、この者は、本法典第 49 条または第 80 条に規定された時効期間を終了していないか、または刑の免除についてのその他の理由がないならば、刑の服役のために移送せねばならない。その期間内に医療的性格の強制処分が適用されている者に対し、この期間は本法典第 72 条第 5 項に規定された規則により刑期に算入される。1 日の自由剥奪は、1 日の医療的性格の強制処分の適用に相当する。

第 85 条 大赦についてのウクライナ法または特赦令に基づいた刑の免除

大赦についてのウクライナ法または特赦令に基づいて、受刑者は、主刑および付加刑を全部または部分的に免除されうる。また受刑者に対し刑罰またはその未服役部分をより軽い刑罰に替えることができる。

第 86 条 大赦

資料

1. 大赦は、ウクライナ法によって不特定のカテゴリーの者に対して告示される。
2. 犯罪を実行した者は、大赦法によって刑事責任もしくは刑罰を全部または部分的に免除される。
3. 大赦法は、受刑者に対し刑罰またはその未服役部分をより軽い刑罰への代替を規定することができる。

第 87 条 特赦

1. 特赦は、ウクライナ大統領によって個別に不特定の者に対して実施される。
2. 特赦令は、裁判所が量定した終身の自由剥奪刑を 25 年以上の自由剥奪への代替を実施することができる。

第 13 部 前科

第 88 条 前科の法的効果

1. 人は、有罪判決が法的効力をもった日からおよび前科の抹消または取り消しまで前科があると認められる。
2. 前科は、新しい犯罪を実行した場合、並びにウクライナ法で規定された場合に法的意味をもつ。
3. 刑の量定なしに判決により有罪とされ、または刑を免除され、もしくはその犯罪性や処罰性が法律で排除された行為に対し刑に服した者は、前科をもたない者とみなされる。
4. 名誉回復された者は、前科をもたない者とみなされる。

第 89 条 前科の抹消期間

以下の者は、前科をもたない者とみなされる。

- 1) 本法典第 75 条によって有罪とされた者が、執行猶予期間内に新しい犯罪を行わなかった場合、また上記期間内に刑の仮免除についての決定が法律に規定されたその他の理由により取り消されない場合。付加刑の期間が執行猶予期間の継続期間を越える場合

に、この付加刑に服したのちに人は、前科をもたない者とみなされる。

2) 本法典第 79 条によって有罪とされた女子が、執行猶予期間内に新しい犯罪を行わなかった場合、また上記期間内に判決で量定された刑罰に服すための移送決定が採用されなかった場合。受刑者が付加刑を免除されず、またその期間が執行猶予期間の継続期間を越える場合、女子はこの付加刑に服したのちに前科をもたない者とみなされる。

3) 一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪に対し有罪とされ、のちにこの刑を執行された者

4) 軍人の職務についての制限または軍人の懲罰大隊への収容刑に服した者、もしくはこれらの刑罰を期限前に免除された者、並びに拘留に代えて營倉で刑に服した軍人

5) 罰金、社会的労働、矯正労働または拘留を言い渡された者が、刑（主刑および付加刑）に服した日から 1 年以内に新しい犯罪を行わなかった場合。

6) 自由の制限を言い渡され、並びに重大さの大きくない犯罪に対し自由剥奪を言い渡された者が、刑（主刑および付加刑）に服した日から 2 年以内に新しい犯罪を行わなかった場合。

7) 中程度の重大さの犯罪に対し自由剥奪を言い渡された者が、刑（主刑および付加刑）に服した日から 3 年以内に新しい犯罪を行わなかった場合。

8) 重大な犯罪に対し自由剥奪を言い渡された者が、刑（主刑および付加刑）に服した日から 6 年以内に新しい犯罪を行わなかった場合。

9) とくに重大な犯罪に対し自由剥奪を言い渡された者が、刑（主刑および付加刑）に服した日から 8 年以内に新しい犯罪を行わな

資料

かった場合。

第 90 条 前科の抹消期間の算出

1. 前科の抹消期間は、主刑および付加刑に服した日から算出する。
2. 判決が執行されない時間は、前科の抹消期間に算入される。ただし、この場合に判決の執行の時効が中断されなかった場合に限る。判決が執行されなかった場合に、前科は判決の執行時効期間の満了により抹消される。
3. 人が刑罰を期限前に免除された場合に、前科の抹消期間は刑(主刑および付加刑)に服すことを期限前に免除された日から算出される。
4. 刑の未服役部分がより軽い刑罰に替えられた場合に、前科の抹消期間はより軽い刑(主刑および付加刑)に服した日から算出される。
5. 刑に服した者が前科の抹消期間の算出までに再び犯罪を行った場合に、前科の抹消期間の経過は中断され、再度算定される。この場合に前科の抹消期間は、直近の犯罪に対する刑(主刑および付加刑)に実際に服したのちそれぞれの犯罪について個別に算出される。

第 91 条 前科の取り消し

1. 人が自由の制限または自由剥奪刑に服したのち労働に対する模範的な行動や誠実な態度によって自らの矯正を示した場合に、裁判所は本法典第 89 条に規定された期間が経過するまで前科を取り消すことができる。
2. 前科の取り消しは、本法典第 89 条に規定された前科の抹消期間の半分以上が経過していることによってのみ許可される。
3. 前科の取り消し手続きは、ウクライナ刑事訴訟法典でこれを定める。

第 14 部 医療的性格の強制処分および強制治療

第 92 条 医療的性格の強制処分の概念と目的

医療的性格の強制処分とは、外来の精神病治療であり、特別な治療施設のなかに強制的治療、並びに社会的危険な行為の防止の目的で、本法典各則に規定された、行為のメルクマールである社会的危険な行為を行った者を収容することである。

第 93 条 医療的性格の強制処分が適用される者

医療的性格の強制処分は、以下の者に対し裁判所がこれを適用する。

- 1) 責任無能力状態で社会的に危険な行為を行った者
- 2) 制限的責任能力状態で犯罪を行った者
- 3) 責任能力状態で犯罪を行ったが、判決までにまたは刑の服役時に精神病に罹っている者

第 94 条 医療的性格の強制処分の種類

1. 裁判所は、病気の性格と重大さ、行った行為の重大さによって、精神病者自身または他人のための危険性の程度を考慮して、以下の医療的性格の強制処分を適用することができる。

- 1) 強制手続きにおける外来の精神病治療
- 2) 通常観察による精神病施設への入院
- 3) 強化観察による精神病施設への入院
- 4) 厳格観察による精神病施設への入院

2. 強制手続きにおける外来の精神病治療は、精神障害を患い、社会的に危険な行為を行った者について裁判所がこれを適用する。ただし、この者が自己の精神的健康状態により精神病施設への入院を必要としない場合に限る。

3. 通常観察による精神病施設への入院は、その精神状態や行った社会的に危険な行為の性格により精神病施設への収容や強制手続きにおける治療を必要とされる精神病者について裁判所がこれを適用

資料

することができる。

4. 強化観察による精神病施設への入院は、他人の生命に対する侵害と関係しない社会的に危険な行為を行い、その精神状態により社会にとって脅威ではないが、精神病施設への収容や強化観察の条件における治療を必要とされる精神病者について裁判所がこれを適用することができる。

5. 厳格観察による精神病施設への入院は、他人の生命に対する侵害と関係する社会的に危険な行為を行った精神病者、またその精神状態や行った社会的に危険な行為により社会に特別の危険性を与える、精神病施設への収容や強化観察の条件における治療を必要とされる精神病者に対し裁判所がこれを適用することができる。

6. 裁判所は、医療的性格の強制処分を精神病者に適用することが必要とみなされない場合、並びにこの処分の適用を停止する場合には、義務的な医療観察とともに血族または後見人に対しこの者の保護を求めることができる。

第95条 医療的性格の強制処分の継続、変更または停止

1. 医療的性格の強制処分の継続、変更または停止は、この強制処分の適用の継続、変更または停止を根拠づける、医師一精神科医の委員会が判断した精神病治療を行った、精神病施設の代表者（医師一精神科医）の申請により裁判所がこれを実現する。

2. 医療的性格の強制処分が適用された者は、この処分の適用の停止または変更についての申請によって裁判所に提起するための根拠が存在するという問題を解決するため、少なくとも6ヶ月に1回は医師一精神科医の委員会の検査を受けなければならない。医療的性格の強制処分の適用の停止または変更のための根拠がない場合には、精神病治療を行った精神病施設の代表者（医師一精神科医）は、医療的性格の強制処分の適用を必要とした、医師一精神科医の委員

会の判断する申請を裁判所に送付する。6ヶ月以上にわたって医療的性格の強制処分の適用を継続することが必要な場合には、精神病治療を行った精神病施設の代表者（医師一精神科医）は、強制処分の適用の継続についての申請を精神病施設のある場所を管轄する裁判所に送付しなければならない。精神病治療の継続を必要とする根拠を示した医師一精神科医の委員会の判断が申請に添付される。今後、医療的性格の強制処分の適用の継続は、6ヶ月を越えることのできない期間にその都度行われる。

3. 裁判所は、該当者の精神状態がよりよく変化したことにより、医療的性格の強制処分の適用を停止する場合に、医師による義務的な観察をともなって血族または後見人にこの者を保護させることができる。

4. 責任能力ある状態で犯罪を行ったが、判決までに精神病を患った者が回復したことにより、医療的性格の強制処分の適用を停止する場合には、一般的根拠にもとづき刑罰を課せられ、また刑の服役時に精神病に罹った者は刑を今後服役することになりうる。

第 96 条 強制治療

1. 強制治療は、犯罪を行い、他人の健康のために危険である病気をもつ者に対し、量刑にかかわらず、裁判所がこれを適用することができる。

2. 強制治療は、自由剥奪または自由の制限刑を量定する場合に、刑に服している場所によって行われる。強制治療は、その他の刑種を量定するにあたり、特別の治療施設内で行われる。

第 15 部 未成年者の刑事責任と刑罰の特性

第 97 条 教育的性格の強制処分をともなった刑事責任の免除

1. 重大さの大きくない犯罪をはじめて行った未成年者は、その矯正が刑罰を適用することなしに可能である場合に、刑事責任を免除

資料

することができる。この場合に裁判所は、未成年者に対し本法典第105条第2項に規定された教育的性格の強制処分を適用する。

2. 裁判所は、本法典第105条第2項に規定された教育的性格の強制処分を、刑事責任を生じうる年齢に達するまでに、本法典各則に規定された行為のメルクマールをもった社会的に危険な行為を実行した者に対しても適用する。

3. 犯罪を実行した未成年者が教育的性格の強制処分の適用を忌避した場合には、この処分は取り消され、この者には刑事責任が問われる。

第98条 刑罰の種類

1. 犯罪の実行に責任あるとみなされた未成年者に対し、裁判所は以下の刑種を適用することができる。

- 1) 罰金
- 2) 社会的労働
- 3) 矯正労働
- 4) 拘留
- 5) 一定期間の自由剝奪

2. 未成年者に対し、罰金および一定の職または一定の活動に従事する権利の剝奪という付加刑を適用することができる。

第99条 罰金

1. 罰金は、独自の所得、徴収することのできる個人資産または財産を有する未成年者に対してのみ適用される。

2. 財産の規模は、行った犯罪の重大さによって、また法令に定められた市民の非課税最低所得の500倍までの範囲内で未成年者の財産状態を考慮して裁判所がこれを定める。

第100条 社会的労働および矯正労働

1. 社会的労働は、30時間から120時間までの範囲で16歳から18

歳までの未成年者に対し量定されることができ、学習または基本的労働からの自由時間内で未成年者が労働を遂行することになる。

2. 矯正労働は、2ヶ月から1年までの期間に労働場所により16歳から18歳までの未成年者に対し量定されることができる。

3. 矯正労働を言い渡された未成年者の賃金のなかから、5パーセントから10パーセントの範囲内で、判決に定められた額を国庫に扣除される。

第101条 拘留

拘留は、15日から45日まで特別適応施設に隔離するという条件で、判決時に16歳に達した未成年者を収容することである。

第102条 一定期間の自由剝奪

1. 自由剝奪刑は、犯罪実行時までに18歳に達していない者に対し、10年以上の期間を量定することはできない。また本条第3項5号に規定された場合には、15年以上の期間を量定することはできない。自由剝奪刑を言い渡された未成年者は、特別の教育施設で服役する。

2. 自由剝奪は、重大さの大きくない犯罪をはじめて実行した未成年者に対し量定することはできない。

3. 自由剝奪刑は、以下の行為を行った未成年者に対し量定される。

- 1) 再度行われた重大さの大きくない犯罪に対し、2年以内；
- 2) 中程度の重大さの犯罪に対し、4年以内；
- 3) 重大な犯罪に対し、7年以内；
- 4) とくに重大な犯罪に対し、10年以内；
- 5) 人の命を故意に奪うことをともなったとくに重大な犯罪に対し、15年まで。

第103条 刑の量定

1. 裁判所は、未成年者に対し刑を量定するにあたって、本法典第65-67条に規定された事情のほか、この者の生活および教育条件、成

資料

人の影響、未成年者の発達レベルおよび人格のその他の特性を考慮する。

2. 犯罪または判決の競合について未成年者に対し刑を量定するにあたって、最終的な自由剥奪刑は15年を越えることはできない。

第104条 刑の仮免除

1. 刑の仮免除は、本条に規定された状況を考慮して、本法典第75-78条に応じて未成年者に適用される。

2. 刑の仮免除は、未成年者が自由剥奪を言い渡された場合にのみ適用することができる。

3. 仮釈放期間は、1年から2年までの期間で定められる。

4. 裁判所は、未成年者に対し刑を仮免除する場合に、この者の同意をもって、またはこの者の申請によって、受刑者に対する監督とその教育の実施についての義務を別々の者に委ねることができる。

第105条 教育的性格の強制処分の適用をともなった刑の免除

1. 裁判所は、重大さの大きくないまたは中程度の重大さの犯罪を行った未成年者に対し、この者が率直な後悔やその後の申し分のない行動によって、判決時に刑の適用を要しないとみなされる場合には、刑を免除することができる。

2. この場合に裁判所は、未成年者に対し以下のようないわゆる強制処分を適用する。

1) 警告

2) 未成年者に対して余暇の制限や特別の要求を定めること

3) 未成年者を親またはこれに代わる者の監督に移すこと、もしくは本人の同意から教育または労働集団、並びにその申請によって個々の市民の監督に移すこと

4) 15歳に達し、財産、資産または賃金を有する未成年者に対し、引き起こした財産上の損害を回復させる義務を賦課すること

5) 未成年者を3年を越えない期間で、この者が矯正するまで子供やローティーンのための特別の学習一教育施設に収容すること。この施設内に未成年者を滞在させる条件やこれらの者をとどめる手続きは、法律がこれを定める。

3. 未成年者に対しては、本条第2項に規定されたいくつかの教育的性格の強制処分を適用することができる。本条第2項2号および3号に規定された教育的性格の処分を継続させることは、この処分を量定した裁判所がこれを定める。

4. 裁判所は、未成年者に対し法律に規定された手続きで教育者を選定する必要があるとみなされうる。

第106条 時効期間の経過と関連した刑事責任および刑の服役の免除

1. 18歳までに犯罪を行った者に対し、時効期間の経過と関連した刑事責任および刑の服役の免除は、本条に規定した状況を考慮して、本法典第49条および80条に応じて適用される。

2. 本条第1項に規定された者については、以下の時効期間が定められる。

- 1) 2年—重大さの大きくない犯罪の実行にあたって
- 2) 5年—中程度の重大さの犯罪の実行にあたって
- 3) 7年—重大な犯罪の実行にあたって
- 4) 10年—とくに重大な犯罪の実行にあたって

3. 本条第1項に規定された者に対し、有罪判決の以下のような執行期間が定められる。

- 1) 2年—自由剥奪をともなわない刑罰の言い渡しにあたって、並びに重大さの大きくない犯罪に対する自由剥奪刑の言い渡しにあたって
- 2) 5年—中程度の重大さの犯罪に対する自由剥奪刑の言い渡しにあたって、並びに重大な犯罪に対し5年を越えない期間の自由

資料

剝奪刑の言い渡しにあたって

3) 7年一重大な犯罪に対し5年以上の自由剝奪刑の言い渡しに

あたって

4) 10年一とくに重大な犯罪に対し自由剝奪刑の言い渡しにあ

たって

第107条 仮釈放

1. 18歳までに行った犯罪に対し自由剝奪刑に服している者に対しては、行った犯罪の重大さに関わらず仮釈放を適用することができる。

2. 仮釈放は、受刑者が労働や学習に対する誠実な行動や態度によって自らの矯正を立証した場合に、適用されうる。

3. 仮釈放は、18歳までに行った犯罪に対して有罪を言い渡された者が以下のような実際に服役したのちに適用されうる。

1) 重大さの大きくないまたは中程度の重大さの犯罪および過失の重大な犯罪に対する自由剝奪刑の量定された期間の3分の1以上

2) 故意による重大な犯罪または過失のとくに重大な犯罪に対し、並びに人が故意犯罪に対して自由剝奪刑をかつて服役していた場合、前科の抹消または取り消しまでに自由剝奪を言い渡される新たな故意犯罪を18歳までに実行した場合に対し、裁判所が量定した自由剝奪刑期の半分以上

3) 故意のとくに重大な犯罪に対し裁判所が量定した自由剝奪刑期、並びにかつて自由剝奪刑で服役し、仮釈放されたが、刑の満了まで、また18歳に達するまでに故意犯罪を新たに実行した場合に量定された刑期の3分の2以上

4. 未成年者に対しては、刑の未服役部分をより軽い刑に替えることは適用されない。

5. 仮釈放が適用された者が刑の未服役期間内に新しい犯罪を実行した場合に、裁判所は、本法典第 71 条および第 72 条に規定された規則によりこの者に刑罰を量定する。

第 108 条 前科の抹消および取り消し

1. 18 歳に達するまでに犯罪を行った者に対する前科の抹消および取り消しは、本条に規定された状況を考慮して本法典第 88-91 条に応じて行われる。

2. 以下の未成年者は、前科をもたない者とみなされる。

1) 自由剥奪と関係しない刑罰で有罪を言い渡された者が、この刑罰の執行後；

2) 重大さの大きくないまたは中程度の犯罪に対して自由剥奪を言い渡された者が、服役日から 1 年以内に新しい犯罪を行わなかつた場合；

3) 重大な犯罪に対して自由剥奪を言い渡された者が、服役日から 3 年以内に新しい犯罪を行わなかつた場合；

4) とくに重大な犯罪に対して自由剥奪を言い渡された者が、服役日から 5 年以内に新しい犯罪を行わなかつた場合。

3. 前科の期限前の取り消しは、本法典第 91 条第 2 項に規定された理由によって、本条第 2 項に規定された前科の抹消期間の半分以上を終了したことによって、18 歳までに行った重大なまたはとくに重大な犯罪に対する自由剥奪刑に服した者についてのみ認められる。